

新町まちづくりに

向けて



問

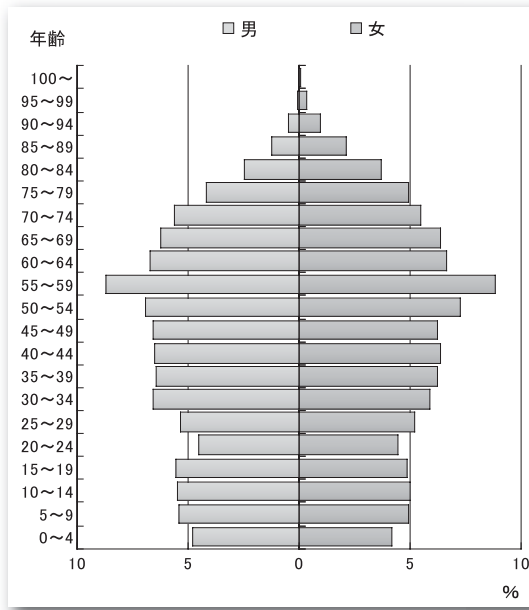
本町は地方分権一括法のもと忠類村との合併を果たし、これから始まるであろう本格的な地方分権時代に対応したまちづくりが求められている。

これからの地方自治体は今まで以上に自立性を高めた上で「自己決定」と「自己責任」に基づいた政策判断による住民のためのまちづくりを目指すべきと考える。そこで、新生幕別町は約2万7500人規模となつ

たが、自主的財源の確保や人材の育成・確保の観点から必要とされる生産年齢人口はどの程度なのか。今後のまちづくりにおける人口の数値目標について所見を伺う。

町長 15歳から64歳までの生産年齢人口については、これまで人口の増加に伴い、拡大を続けてきたが、総人口に占める割合では、平成12年国勢調査では64・8%

で、ピークであった平成7年の調査と比較すると1・4%低下している。平成17年の国勢調査の生産年齢人口は、まだ集約されていないが、新町まちづくり計画においては、平成12年の調査と比較して、1・8%の減63%と見込んでいる。平成27年には58・6%に減少すると推計している。生産年齢人口を増加させることは、税金や人材の確保という観点からも大変重要なことである。本町で必要とする生産年齢人口を数字に表すのは大変難しい。今後のまちづくりにおけ



平成18年3月31日現在の幕別町の人口ピラミッド

道内分権について

問

道は昨年、道が持つ権限4、130条項のうち2、054条項を市町村への移譲対象とする方針を決定した。道は道州制をにらんだ道内分権推進により、迅速な事務対応・地域特色を生かし、利便性も向上すると期待をする。この度芽室町がパスポ

ー望する事務・権限の有無も含めて町長の見解を伺う。

町長 現状で、北海道から事務・権限の委譲を受けられる548項目をすべて検討し、住民サービスの向上につながるものは、積極的に委譲を受ける方向で検討した結果、平成17年4月から、農地法に基づく3項目の事務、農業振興地域の整備に関する法律に基づく1項目の事務及び屋外広告物法に基づく4項目の事務について委譲を受けた。平成18年4月からは、工場立地法及び工場立地の調査等に関する10項目の事務と家畜取引法に基づく3項目の事務の委譲を受けることと道と協議を進めている。パスポートの発給業務については、発給窓口が当初原則1町村1カ所と制限されたこと、発行情の費用が市町村負担になることから、委譲を見送った。今後、委譲が可能な事務・権限については、住民サービスの向上を基本として対応したい。

この度芽室町がパスポ

トの発給業務の移譲を受けようとしており、住民にとっては、役場の事務の充実が望ましくもあり、町にとっては、負担の増加が見込まれる。その状況の中で道からの移譲要望に対して本町はどのようなスタンスで議論に取り組んだのか、移譲を希

